

「袋井市ふるさと防災寄附金」の手続きフロー

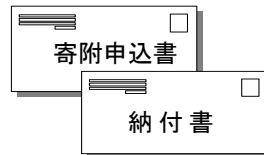
金融機関での振り込みにより寄附をいただく場合の例



①寄附の申し出

※「ふるさと防災寄附金」への寄附を行うという御意向を、電話・FAX・E-MAILなどを御利用いただき、袋井市役所危機管理課までお伝えください。

②寄附申込書の送付



※市から、「寄附申込書」及び「納付書」を郵送させていただきます。



③寄附申込書の提出

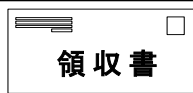
※「寄附申込書」に御住所・お名前・寄附金額等、必要事項をご記入のうえ御返送ください。FAX・E-MAILでも結構です。



④寄附(金融機関等での納付)

※市から送付いたしました「納付書」に金額を御記入いただき、金融機関で寄附金の納付をお願いいたします。
 ※別添の一覧表に掲載した袋井市の指定金融機関等で納付いただくことができます。
 これ以外の金融機関での納付も可能ですが、納付手数料を御負担いただくこととなりますので、御注意ください。
 ※ゆうちょ銀行と、他の金融機関とでは使用する納付書が異なります。

⑤寄附に関する領収書



※「④金融機関等での納付」の際、窓口で領収書が発行されます。(領収書は、納付書の控えに領収印が押印されたものです。)
 この領収書は、税申告の際に必要となりますので大切に保管しておいてください。

御寄付を
いただける
皆様
(個人・法人)

袋 井
市役所

- 「ふるさと防災寄附金」に寄附していただいた場合の税法上の取扱について
 - 寄附者が個人の場合 → 確定申告の際、所得税・個人住民税の寄附金控除を利用できます。【詳細は裏面参照】
 - 寄附者が法人の場合 → 法人税申告の際、寄附金の全額を損金に算入することができます。

- 寄附の方法は、金融機関等や市役所の窓口での納付や、現金書留、あるいは募金箱などが考えられます。このうち募金箱によるものなど、寄附者や寄附金額が特定できない方法での寄附は、領収書が発行できません。税申告時の寄附金控除や損金算入のご利用をお考えの場合は、必ず領収書が発行される方法(金融機関等や市役所の窓口、現金書留等)をお使いください。ご不明な場合は、袋井市役所危機管理課までお尋ねください。

袋井市役所危機管理課 0538-44-3108 (直通)